

**松山市新庁舎整備に係る事業手法調査及び事業者選定支援等業務委託
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
1	<p>現地確認について 募集要領P4[16]で現地確認は参加表明書提出後となっているが、参加表明書提出〆切から提案書提出〆切まで期間が短い。 参加表明書提出前の現地見学会を実施してもらえないか。</p>	<p>・現地見学会は参加表明書提出前であっても、希望があれば実施する。 ・なお、募集要領の該当部分については修正の上、【R7.4.4修正版】として松山市HPで公表する。</p>	R7.4.4
2	<p>借用申請書の提出について 募集要領P4[16]の資料の借用は、参加表明書提出後という理解でよいか。 また、資料は提案書提出時に返却となっているが、参加表明書提出〆切から提案書提出〆切まで期間が短い。 資料の貸与を参加表明書提出前に対応してもらえないか。</p>	<p>・お見込みのとおり。 ・資料の貸与については、行政情報を適切に取り扱う必要があることから、参加表明書提出後に限る。 ・ただし、現地見学会に参加する場合、事前に申し出があれば、提案書作成に必要と認める範囲に限り、見学会当日に資料の閲覧を許可する。 ・なお、募集要領の該当部分については修正の上、【R7.4.4修正版】として松山市HPで公表する。</p>	R7.4.4
3	<p>選考委員について 募集要領P3[11]の選考委員の所属・役職を教示いただきたい。 また、外部有識者の所属・役職・専門分野を教示いただきたい。</p>	<p>・選考委員及び外部有識者については、本プロポーザル終了後に、特定結果とあわせ、その氏名・所属・役職を市HPで公表する。</p>	R7.4.18
4	<p>提案書の作成要領について 募集要領P5[18]②では表紙と背表紙に応募事業者名を記載することになっているが、正本のみでよいか。正本・副本ともに記載するか。</p>	<p>・正本、副本ともに表紙と背表紙に業務名と応募事業者名(コンソーシアムの場合は、コンソーシアム名)を記入すること。</p>	R7.4.18

**松山市新庁舎整備に係る事業手法調査及び事業者選定支援等業務委託
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
5	<p>参考見積書Bについて 募集要領P7[21]①の参考仕様書(別紙4)に記載されている「基本設計段階CM」、「実施設計段階CM」、「工事段階CM」の各業務について、各業務期間の想定はあるか。</p>	<p>・仕様書(別紙1)[4]のとおり、本事業は、令和8年度に事業者選定を行い、事業者が決まり次第、基本設計に取りかかり、令和10年度中に工事着手の上、令和12年度中に供用開始し、その後、別館等の解体を実施する予定である。 ・参考仕様書(別紙4)[1]の履行期間内に、基本設計・実施設計から新築工事、外構工事並びに別館解体等の各種工事が完了するものとして、各段階のCM業務について、応募事業者において各業務期間を想定し、参考見積書B(様式9)を作成すること。</p>	R7.4.18
6	<p>審査の通知について 募集要領P8[22](1)(2)でプレゼンテーション・ヒアリング審査の日時・場所を別途通知することだが、通知予定日と通知方法を教示いただきたい。</p>	<p>・審査の詳細な日時や実施場所については、参加表明書提出期限(5月7日(水))以降、数日以内に、参加表明書記載の担当者連絡先(メールアドレス)宛てに電子メールで通知する。</p>	R7.4.18
7	<p>著作権について 募集要領P9[25]③で採用された提案書等の著作権は市に帰属するとあるが、他都市のプロポーザルの事例にあるように、著作権が市に帰属しないよう変更してもらえないか。</p>	<p>・採用された提案書等の提案内容に基づき、当該事業者と契約内容を協議し、委託契約を締結することから、著作権の市への帰属は、業務の円滑な遂行に必要なことであるため、募集要領のとおりとする。 ・なお、採用された提案書等に特許権ほか産業財産権に該当する内容が含まれている場合は、別途、当該事業者と協議する。</p>	R7.4.18
8	<p>情報公開について 募集要領P9[25]⑤で提出された提案書等は条例に基づき公開することがあるとのことだが、独自のノウハウ等、公開されることで今後の他自治体等でのプロポーザルで競争優位性が損なわれる場合は、当該事項の黒塗り等の対応を協議してもらえるか。</p>	<p>・公開範囲は松山市情報公開条例に基づき決定するが、事前に応募事業者に公開範囲を確認した上で、公開する。 ・なお、松山市情報公開条例第7条第3項アでは、公開することによって法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が含まれていると判断される場合は、当該部分を非公開とするよう定められている。</p>	R7.4.18

**松山市新庁舎整備に係る事業手法調査及び事業者選定支援等業務委託
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
9	<p>中間報告時の参考見積書について 仕様書(別紙1)P5[10]で提出する参考見積書は、本プロポーザルで提出する参考見積書Bをもとに、中間報告までの検討状況を踏まえ、参考仕様書(別紙4)のCM業務について、参考見積書を提出するということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考仕様書(別紙4)は回答公表日現在、想定している業務内容等を示したものである。 ・中間報告時には、その時点で想定される業務内容等を踏まえて改めて参考仕様書を作成し、受託者に通知する。 	R7.4.18
10	<p>業務執行体制(様式6)について 業務執行体制(様式6)のうち、項目1は記載事項が多岐にわたるため、複数ページにわたって作成してよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおり。 	R7.4.18
11	<p>業務執行体制(様式6)について 評価基準書(別紙3)[1]②で評価項目となっている実施スケジュールは、業務執行体制(様式6)に記載したのでよいか。 その際、A4横で記載してもよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施スケジュールは提案書に記載すること。 ・ただし、業務執行体制(様式6)を作成する上で、実施スケジュールについても言及する場合は、これを妨げるものではない。この場合、提案書に重複する内容を記載する必要はない。 ・なお、本様式をA4横で記載することは可とする。 	R7.4.18
12	<p>業務執行体制(様式6)について 業務執行体制(様式6)の項目2について、指定する技術者・主任者以外に追加で選任する場合は記載が必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書(別紙1)[6]のとおり、管理技術者・各主任者を選任するとともに、管理技術者指示のもと適切に業務遂行できる体制を構築することを求めている。 ・指定する技術者・主任者以外に追加選任する場合は、業務執行体制(様式6)項目2「職員数・資格一覧」に記載すること。 ・なお、業務執行体制(様式6)項目2は、評価基準書(別紙3)[1]②③の評価にあたり参考とするものであることを申し添える。 	R7.4.18

**松山市新庁舎整備に係る事業手法調査及び事業者選定支援等業務委託
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
13	<p>業務執行体制(様式6)について 業務執行体制(様式6)の項目2で記載する職員数・資格一覧には、指定された資格以外に、所持している資格を記載してよいか。</p>	<p>・お見込みのとおり。 ・なお、業務執行体制(様式6)項目2は、評価基準書(別紙3)[1]②③の評価にあたり参考とするものであることを申し添える。</p>	R7.4.18
14	<p>業務執行体制(様式6)について 業務執行体制(様式6)の項目3には管理技術者・主任者(建築総合)・調査業務主任者しか様式がないが、ほかの主任者は作成不要でよいか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>	R7.4.18
15	<p>業務執行体制(様式6)について 業務執行体制(様式6)の項目3で欄が不足する場合は適宜追加することとあるが、追加する経歴は過去10年間の範囲であれば、何件でも記載してよいか。</p>	<p>・お見込みのとおり。 ・なお、業務執行体制(様式6)項目3は、評価基準書(別紙3)[1]③の評価にあたり参考とするものであることを申し添える。</p>	R7.4.18
16	<p>業務実績(様式7)について 作成上の注意事項③で添付する参考資料は、A4横向きでもよいか。 また、④の自社業務とはどのようなものか。</p>	<p>・お見込みのとおり。 ・なお、ここでいう自社業務とは、自社又はグループ内企業のオフィスビル等の新築又は改築に係る業務のことを指す。</p>	R7.4.18

**松山市新庁舎整備に係る事業手法調査及び事業者選定支援等業務委託
募集要領等への質問回答**

	質問	回答	回答公表日
17	<p>イメージパスについて 特記仕様書(別紙2)[2]でイメージパス(鳥瞰図及びアイレベル)を作成することとあるが、想定枚数を教示いただきたい。</p>	<p>・特記仕様書(別紙2)P1冒頭のとおり、本書が提出を求めている図書の構成は一般的なものを記載したものであり、追加や省略を指示する場合がある。 ・事業手法によって求められる公募資料の構成も異なることから、採用する事業手法が決まり次第、改めてイメージパスの作成枚数を指示する。 ・本プロポーザルにおいては、DB手法での整備と仮定し、一般的な枚数を作成すると想定したのでよい。</p>	R7.4.18
18	<p>著作権について 質問回答No.7で著作権は市に帰属とあるが、この場合、今回の提案書に記載した図表等を別のプロポーザルで使用する際に市の許諾が必要となる懸念がある。このような場合は協議に応じてもらえるか。</p>	<p>採用された提案書等の著作権については、市に帰属するものとする。 ただし、著作権が市に帰属することによって、類似業務のプロポーザルへの参加等に支障が生じるようになる場合は、この限りではない。契約内容の甲乙協議の際に申し出があれば、提案書等の内容の取扱いについて別途協議する。 なお、募集要領の該当部分については修正の上、【R7.4.24修正版】として松山市HPで公表する。</p>	R7.4.24